

自 整 第 220号

平成7年9月8日

各地方運輸局整備部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

自動車交通局技術安全部

整備課長

指定自動車整備事業者が商法及び有限会社法の規定
に基づき組織変更を行う場合の取扱いについて

指定自動車整備事業者が事業場の設備、技術及び管理組織（事業場管理責任者、主任技術者及び自動車検査員）を変更せずに、商法第113条若しくは第163条、有限会社法第64条若しくは第67条又は商法等の一部を改正する法律（平成2年法律第64号）附則第5条若しくは第18条の規定に基づき、組織変更を行う場合にあっては、変更前後の法人格には同一性があるものと解せ、かつ、適正な指定整備業務を遂行し得るものと思料される。

このため、係る場合にあっては、事業者負担の軽減及び事務処理の合理化をより一層推進するため、指定自動車整備事業に係る申請を要しないこととしたので、今後は適切な事務処理を行うとともに、関係者に対し周知されたい。